

令和6年2月14日

西宮市政記者クラブ各位

西宮市健康福祉局
生活支援部生活支援課長

障害者相談支援事業等に係る消費税の取り扱いについて

令和5年10月4日付のこども家庭庁および厚生労働省通知に基づき、本市において該当する事業について精査したところ、障害者相談支援事業などの受託者において、税務署への修正申告・追納等の対応が必要であることが判明しました。本市では、これに係る消費税および延滞税相当額について受託者に支払うこととし、今後、課税に係る取り扱いについて受託者と連携し再発防止に取り組みます。

1 概要

本市では、障害者相談支援事業（※1）、基幹相談支援センターを運営する事業（※2）、障害児等療育支援事業（※3）を委託により実施している。今般、こども家庭庁および厚生労働省通知により、当該事業が消費税の課税対象であると示されたことを受け、受託者に確認を行ったところ、非課税と認識しており、消費税を納付していない事業所があることが判明した。当該事業の課税の取り扱いについては、これまで国において明確に周知されていなかったこともあり、本市と受託者それぞれにおいて課税の取り扱いに係る認識に相違が生じており、今般の通知に至るまでその状態が継続していた。このたび、当該事業に係る消費税について、受託者において修正申告・追納等の対応が必要であることから、こうした経過を踏まえ、委託料に係る消費税および延滞税等相当額等を受託者に支払うもの。

※1 障害者相談支援事業

障害者総合支援法第77条第1項第3号の規定に基づき市町村が行う事業。障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う。

※2 基幹相談支援センターを運営する事業

障害者総合支援法第77条の2第2項の規定に基づき市町村が行う事業。地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域の相談支援事業所に対する指導や助言、地域自立支援協議会と連携し相談員の育成の支援等を行っている。

※3 障害児等療育等支援事業

在宅の重症心身障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらの療育機能を支援する都道府県域における療育機能との重層的な連携を図り、もって、障害児(者)の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 対象法人数・影響額（平成 30 年度～令和 5 年度の消費税および延滞税等相当額）

(1)対象法人数

5 法人

(2)影響額（速報値）

59,973 千円

（内訳）

(ア) 平成 30 年度～令和 4 年度分（5 年分）

本来負担すべき消費税の額 49,281 千円

上記に係る延滞税等相当額 未定（各法人の修正申告後に判明）

(イ) 令和 5 年度分 消費税額 10,692 千円（当初予算額の 10%として試算）

3 今後の対応

(1) 消費税を納付していなかった受託者に対して、過去 5 年分の追納する消費税および延滞税等相当額の詳細な積算を求める。

(2) 本市において、受託者が追納する消費税および延滞税等、令和 5 年度事業に係る消費税相当額については補正予算を編成し、受託者に支払う。

お問い合わせ先

西宮市健康福祉局生活支援部生活支援課 担 当：島村

電 話：0798-35-3178 F A X：0798-35-5304